



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 宝ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 柿本 敏男
(コード番号 2531 東証 第 1 部)
問合せ先 I R 部長 掛見 卓也
T E L (075) 241-5124

当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）
の一部変更及び継続に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 96 回定時株主総会における株主の皆様のご承認により、当社及び当社グループの企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。その後、平成 22 年 6 月 29 日開催の当社第 99 回定時株主総会及び平成 25 年 6 月 27 日開催の当社第 102 回定時株主総会において、本プランの一部変更及び継続についてそれぞれ株主の皆様のご承認をいただきましたが、本プランの有効期間は、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 105 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結時までとなっております。

そこで、当社は、本プランの導入以後の大規模な買付行為への対応方針に関する議論の動向等を踏まえ、平成 28 年 5 月 9 日開催の当社取締役会において、一部変更を加えた上で、本プランを継続する旨の決議を行いましたのでお知らせいたします。

なお、本プランの主な変更点は以下のとおりです。

【主な変更点】

- ・独立委員会の設置
- ・大規模買付者に提出を求める必要情報の項目の変更
- ・その他字句及び表現の修正等の所要の変更

本プランの継続は、本定時株主総会において、株主の皆様より、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案について承認がなされることを条件として、その効力が発生するものとします。

なお、本プランの継続を決議した平成 28 年 5 月 9 日開催の取締役会には、社外取締役 1 名を

含む当社取締役全9名が出席し、全員が本プランの一部変更及び継続に賛同するとともに、社外監査役3名を含む当社監査役全5名も出席し、議事に参加しており、出席監査役全員が、本プランの運用が適正に行われることを条件として、その一部変更及び継続に賛同する旨の意思を表明しております。

本プラン全体の概略につきましては、「(ご参考) 本プランの概要とポイント」を、本プランの具体的な内容につきましては、以下の本編資料をご参照願います。なお、当社の平成28年3月31日現在の大株主の状況その他の当社株式の状況は「(ご参考) 平成28年3月31日現在の当社株式の状況」に記載のとおりであり、当社は、平成28年3月31日現在における当社株主名簿及び当社が現時点において受け取っている大量保有報告書及び変更報告書から、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株券等を大規模に買い付け、又は買い付けようとする者の存在を特に認識しておりません。

以上

当資料及び本編資料取り扱い上の注意点

当資料及び本編資料中の当社の現在の計画、見通し、戦略、確信などのうち、歴史的事実でないものは、将来の業績に関する見通しであり、これらは現時点において入手可能な情報から得られた当社経営陣の判断に基づくものですが、重大なリスクや不確実性を含んでいる情報から得られた多くの仮定及び考えに基づきなされたものであります。実際の業績は、さまざまな要素によりこれら予測とは大きく異なる結果となり得ることをご承知ください。実際の業績に影響を与える要素には、経済情勢、特に消費動向、為替レートの変動、法律・行政制度の変化、競合会社の価格・製品戦略による圧力、当社の既存製品及び新製品の販売力の低下、生産中断、当社の知的所有権に対する侵害、急速な技術革新、重大な訴訟における不利な判決等がありますが、業績に影響を与える要素はこれらに限定されるものではありません。

本編資料

当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）

宝ホールディングス株式会社

平成18年5月15日制定施行
平成18年6月29日改訂施行
平成19年6月28日改訂施行
平成22年6月29日改訂施行
平成25年6月27日改訂施行
平成28年6月29日改訂施行（案）

1. 当社の株主共同の利益の確保・向上に関する取り組み

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）が害されるということではなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、グループとしての企業価値の向上を一層追求するため、平成14年には、酒類・食品事業（現：酒類・調味料事業）を主たる事業領域とする宝酒造グループと、バイオ事業を主たる事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移行しました。その後、平成18年には、宝酒造グループの機能性食品事業とタカラバイオグループの健康志向食品事業とのシナジーを最大化するため、グループ内の事業を再編し、健康食品事業を推進する宝ヘルスケア株式会社を設立しました。このように、当社は持株会社として、それぞれの事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求してまいりました。このような取り組みを通じて、当社グループは、酒類・調味料事業を安定的な収益基盤とし、バイオ事業と健康食品事業という有望な将来性のある成長事業を有する独自の強固な事業ポートフォリオを築いてきましたが、この事業ポートフォリオをベースに、国内はもとより海外においても事業を伸ばし、さらに環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立するため、平成23年には、10年間の長期経営ビジョン「宝グループ・ビジョン2020」を策定しました。「宝グループ・ビジョン2020」では、「国内外の強みを活かせる市場で事業を伸ばし、環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立する」ことを経営目標に、技術に裏付けられた安心・安全な商品やサービスを世界中にお届けするとともに、医療の進歩に貢献し、世界の人々の暮らしを豊かなものにしていくことを

を通じて、当社グループの企業価値の向上を目指しております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・調味料事業とバイオ事業、健康食品事業という異なるビジネスモデルを持つ各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えております。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる株主共同の利益の確保、向上を追求する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等の濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付で全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し（あるいは明確にしないで）、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等、株主共同の利益を害することが明らかな者が含まれている場合もありますが、そのような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となることが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

(2) 基本方針に則って当社が取り組んでいる将来にわたる株主共同の利益の向上策

当社グループは、基本方針を実現するために、「酒類・調味料事業で安定的な収益をあげ、健康食品事業を将来の成長事業に育成し、バイオ事業（特に遺伝子医療事業）で大きく飛躍する」という方向性に基づいて事業を推進し、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。なお、各セグメントの主な方針は以下のとおりです。

●宝酒造グループ（酒類・調味料事業）：

当社グループの中核である宝酒造グループは、焼酎、清酒、ソフトアルコール飲料や調味料、原料用アルコールなど、技術で差異化されたオリジナリティのある製品を製造し、日本国内のみならずグローバルに販売することで、安定したキャッシュフローを創出するとともに、海外では日本食レストラン向けに和食の食材・調味料などを販売する海外日本食材卸事業の拡大を通じ、日本の食文化を世界に広めることで、持続的な成長を実現する。

●タカラバイオグループ（バイオ事業）：

当社グループの成長を担うタカラバイオグループは、収益基盤であるバイオ産業支

援事業において、バイオ研究者向けの試薬・機器の製造・販売や、遺伝子・細胞プロセッシングセンターを中心拠点としたバイオ医薬品や再生医療等製品などの製造開発支援サービス（CDMO）事業を拡大させることで、安定的な利益を創出する。また、健康食品素材の開発やキノコの栽培・販売などの医食品バイオ事業を第二の収益事業として育成する。同時に、これらの事業から得た収益を遺伝子医療事業に投入し、遺伝子治療の商業化に向けた臨床開発プロジェクトを積極的に推進することで将来キャッシュフローの最大化を目指す。

●宝ヘルスケア（健康食品事業）：

宝ヘルスケアは、ガゴメ昆布「フコイダン」やボタンボウフウ「イソサミジン」など、タカラバイオの研究に裏付けられた独自素材やその技術を活かした安心・安全な健康食品を開発し、通信販売やBtoB市場での販売を拡大することで、当社グループの成長事業として確立できるよう、事業基盤の構築を進める。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と捉え、以下の体制のもと、「宝ホールディングス コーポレートガバナンスポリシー」を定め、株主や投資家の皆様との積極的な対話や、取締役会を中心とした最適なガバナンス体制の構築などに取り組んでおります。

具体的には、平成28年5月9日現在、当社は、9名の取締役（うち1名は会社法第2条第15号に定める社外取締役）で構成される取締役会のほか、監査役制度を採用しております。5名の監査役のうち3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査しています。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。なお、平成28年5月9日現在、社外取締役1名及び社外監査役1名の計2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、平成28年6月29日開催予定の第105回定期株主総会において、社外取締役1名（独立役員として指定の予定）を追加する内容の取締役選任議案（取締役候補者を9名とし、うち2名を会社法第2条第15号に定める社外取締役とする内容の取締役選任議案）を付議することを予定しております。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり株主共同の利益を最大化するために、基本方針に則った取り組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

2. 本プラン導入・継続の目的

当社は、前記1.(1)のとおり、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを

目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を策定することが望ましいと考えております。

また、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ずに一定程度の経営支配権の異動が生じ得るような買付行為が行われる場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することが、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものと考えております。

さらには、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置（詳細は、後記 3. (5)をご参照願います。）の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、大規模買付者（後記 3. (1)において定義します。以下同じとします。）が大規模買付ルール（後記 3. (1)において定義します。以下同じとします。）を遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとします。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様の意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上に資するものと考えております。

このような考えに基づき、当社は、平成 19 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、本プランの内容を決議し、同年 6 月 28 日開催の当社第 96 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、本プランを導入しました。

その後、平成 22 年 6 月 29 日開催の当社第 99 回定時株主総会及び平成 25 年 6 月 27 日開催の当社第 102 回定時株主総会において、本プランの継続をそれぞれご承認いただいて以降、平成 28 年 5 月 9 日現在までの間に、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識してはおりませんが、将来において、そのような者が現れる可能性は依然として否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること及び当該買付行為に対して対抗措置を発動することの是非を判断することができるよう、本プランを継続します（本プランの概要図は、別紙 1 をご参照願います。）。

なお、本プランの継続にあたっては、本プランの導入以後の大規模な買付行為への対応方針に関する議論の動向等を踏まえ、大規模買付ルールに則った一連の手続に関する客観性及び合理性をより一層担保するため、並びに大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相違性の有無に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性をさらに担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することの他、所要の変更を行います。

3. 本プランの内容

(1) 本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような当社株券等の買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、大規模買付行為に該当しないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた後記(3)に定める大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

（注1） 「特定株主グループ」とは、①当社の株券等（金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものも含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

（注2） 「議決権割合」とは、①特定株主グループが、前記（注1）の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、②特定株主グループが、前記（注1）の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

（注3） 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

(2) 独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続に関する客観性及び合理性をより一層担保するため、並びに大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性をさらに担保するため、当社取締役会から独立した組織として、別紙2に定める独立委員会規則に基づき、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び弁護士、公認会計士その他の公正な社外有識者の中から選任します（平成28年5月9日現在の当社の「社外役員の独立性判断基準」につきましては、別紙3をご参照ください。）。なお、本プランの継続時に選任予定の独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙4のとおりであり、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした社外取締役及び社外監査役によって構成される予定です。

独立委員会は、以下の役割を担うこととします。

- ① 大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成を行うための必要情報（後記(3)イにおいて定義されます。以下同じとします。）として十分であるか否かについて検討し、当社取締役会に対して、勧告をすることとします。
- ② 変更買付提案（後記(3)エにおいて定義されます。以下同じとします。）がなされた場合において、提出された変更買付提案に係る必要情報が当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成を行うための必要情報として十分であるか否か、並びに変更買付提案に係る検討期間（後記(3)ウにおいて定義されます。以下同じとします。）として新たな検討期間を設けるか否かについて検討し、当社取締役会に対して、勧告をすることとします。
- ③ 大規模買付者の買付提案（後記(3)イにおいて定義されます。以下同じとします。なお、変更買付提案を含みます。）及び大規模買付者から提出を受けた必要情報を検討し、買付提案（変更買付提案を含みます。）に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性について、検討期間内に当社取締役会に対して、勧告をすることとします。
- ④ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合において、買付提案（変更買付提案を含みます。）に対して対抗措置を発動することの可否について、当社取締役会に対して、勧告をすることとします。
- ⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について検討し、当社取締役会に対して、勧告をすることとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付者に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性の判断に関する決議、株主意思確認株主総会（後記(3)アにおいて定義します。）の招集手続及びその開催に係る事務その他の対応をとることと

します。

(3) 大規模買付ルールの内容

ア 大規模買付ルールの設定

当社が、大規模買付者に対して、遵守を要請するものとして設定する大規模買付ルールは、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者は、当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報を提出すること
- ② (a)すべての大規模買付者は、検討期間開始日（後記イにおいて定義します。以下同じとします。）から 30 営業日を上限とする当社取締役会による買付提案の評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと
(b)検討期間開始日から 30 営業日を上限とする当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性があり、対抗措置の発動を株主の皆様にご判断いただく必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合（以下、公表を行った日を「検討期間終了日」といいます。）、当該買付提案を行った大規模買付者については、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から 60 営業日以内に開催される当社株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から 60 営業日以内に株主意思確認株主総会を開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとします。）が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

イ 大規模買付ルール①について

本プランが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した当社所定の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、大規模買付者から意向表明書を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した日の翌日から 5 営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者及びそのグループ並びに買付提案等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）を、以下

の(a)乃至(i)に規定する大項目からなるリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)として交付します。

なお、必要情報リストに基づいて、当社取締役会が大規模買付者に対して提出を求める情報は、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要な情報に限定されるものとします。

大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて(外国語によって作成された書面を提出する場合には、全文について日本語訳を添付しなければならないものとし、かつ、日本語の書面をもって正本とみなします。)、当社取締役会に提出しなければならないものとします。なお、ここで提出を受けた必要情報については、速やかに独立委員会に提供し、また、後記(4)ア(イ)のとおり、株主意思確認株主総会が開催される場合の招集通知に記載することとしますが、その際、招集通知に記載することができる文字数の上限は、原則として5,000字程度とします。

- (a) 大規模買付者及びそのグループに関する事項
- (b) 買付提案の目的
- (c) 大規模買付者及びそのグループのそれぞれの当社株券等の所有状況及び取引状況
- (d) 買付提案の買付条件(買付期間、買付価格及び買付予定数等)及び買付方法
- (e) 当社株券等の取得に関する許可等(ある場合のみ)
- (f) 当社株券等の買付価格の算定根拠
- (g) 買付資金の調達方法
- (h) 当社株券等を買付けた後の当社グループの経営方針及び事業計画等
- (i) 当社株券等を買付けた後の当社グループの従業員の処遇、取引先、顧客等の当社の利害関係者との関係

大規模買付者から情報が提出された場合、当社取締役会は、前記(2)①に定める独立委員会からの勧告を最大限尊重しつつ、大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のための必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて必要な情報を提出するよう求めるものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のための必要情報として十分な情報が提出された日を検討期間の開始日(以下「検討期間開始日」といいます。)として、買付提案についての検討を開始します。なお、検討期間開始日は、必要情報リストに基づいて大規模買付者から最初の情報提供があった日(以下「初回情報提供日」といいます。)から最大30営業日以内とし、必要情報として十分な情報が揃わない場合であっても初回情報提供日から30営業日が経過したときは、直ちに検討期間を開始するものとします。また、初回情報提供日から30営業日が経過する前であっても、必要情報として十分な情報が提出された場

合には、直ちに検討期間を開始するものとします。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重しつつ、大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分であると判断し、検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様にその旨を適切であると判断する時期及び方法により公表するものとします。当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様の意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適切であると判断する方法により公表するものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、後記(4)イに定める大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

ウ 大規模買付ルール②について

大規模買付者は、当社取締役会が、買付提案の評価検討を行う期間である検討期間開始日から最大 30 営業日以内の間（以下「検討期間」といいます。）は大規模買付行為を開始してはならないこととします（大規模買付ルール②(a)）。なお、検討期間の延長は行わないものとしますが、後記エのとおり、買付提案に変更があった場合には、変更買付提案に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る検討期間開始日として、新たな検討期間を設けるものとします。かかる場合には、変更前の買付提案に係る検討期間開始日から 30 営業日を越えて検討を行うことがあります。

当社取締役会は、検討期間の間、大規模買付者から受領した必要情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するか否かを検討し、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無を決議するものとします。この際、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）からの意見、助言等も参考にすることとします。また、当社取締役会が買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する判断をする場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する決議に先立ち、独立委員会に対して、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について諮詢します。独立委員会は、買付提案及び大規模買付者から提出を受けた必要情報を検討し、買付提案に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性の有無について、当社取締役会に対し、検討期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、その決議にあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重することとします。

当社取締役会は、当該決議が終了した場合には、決議の結果を、適宜、当社取締役会が適切であると判断する方法により速やかに公表するものとします（後記エに従つ

て新たな検討期間が設定される場合を除き、検討期間開始日から最大 30 営業日以内に公表します。)。大規模買付者は、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がなく、対抗措置の発動を株主意思確認株主総会に付議する必要がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、決議の結果が公表された日の翌日以降、大規模買付行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会が、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものではないとして、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断し、その旨の決議が行われた場合には、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主意思確認株主総会を開催するものとします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会の決議に基づいて一定の基準日を設定して議決権行使することができる株主の皆様を確定することとします。なお、株主意思確認株主総会は、検討期間終了後 60 営業日以内に開催されるものとしますが、事務手続上の理由から 60 営業日以内に開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとします。大規模買付者は、当社取締役会が、株主意思確認株主総会を開催することとした場合、当該株主意思確認株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします(大規模買付ルール②(b))。

エ 買付提案が変更された場合

大規模買付者は、買付提案の変更を行う場合(以下、かかる変更後の買付提案を「変更買付提案」といいます。)、変更買付提案に係る必要情報を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、変更買付提案を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、前記(2)②に定める独立委員会からの勧告を最大限尊重しつつ、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る情報が必要情報として十分であるか否かを検討し、変更買付提案に係る情報が、当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて変更買付提案に係る必要な情報の提出を求めるものとします。

この場合、変更前の買付提案に係る検討期間が開始されているか否かにかかわらず、変更買付提案に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る検討期間開始日として、前記ウに記載する検討期間を設けるものとします。

なお、変更買付提案に係る検討期間開始日は、大規模買付者から変更買付提案に係る最初の情報提供があった日から最大 30 営業日以内とします。

当社取締役会は、変更買付提案に係る検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様にその旨を適当であると判断する時期及び方法により公表す

るものとします。

変更買付提案に係る検討期間は、変更買付提案に係る検討期間開始日から最大30営業日以内とし、当社取締役会は、変更買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無の判断に関する決議が終了した場合には、当該決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします。当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性の有無の判断をするにあたっては、当社取締役会は、外部専門家からの意見、助言等も参考にすることとします。また、当社取締役会が変更買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する判断をする場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する判断に先立ち、独立委員会に対して、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について諮詢し、独立委員会は、変更買付提案及び大規模買付者から提出を受けた変更買付提案に係る必要情報を検討し、変更買付提案に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性の有無について、当社取締役会に対し、変更買付提案に係る検討期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、その決議にあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重することとします。

もっとも、検討期間開始日以降に買付提案が変更された場合であって、当社取締役会が、変更買付提案と変更前の買付提案とを比較して、変更前の買付提案から重要な変更がないと判断した場合には、変更買付提案に係る検討期間として新たな検討期間を設けず、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。当社取締役会が変更買付提案と変更前の買付提案とを比較して、変更前の買付提案から重要な変更があるか否かを判断するにあたっては、外部専門家の意見、助言等も参考にすることとし、また、前記(2)②に定める独立委員会からの勧告を最大限尊重することとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る必要情報のうち、株主の皆様の意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとします。

(4) 大規模買付者への対応

ア 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、検討期間を設け、買付提案（以下、変更買付提案があった場合には、当該変更買付提案を含むものとします。）の内容等について評価検討を行うこととします。

なお、当社取締役会が買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する判断をする場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する決議に先立ち、独立委員会に対して、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について諮詢します。独立委員会は、買付提案及び大規模買付者から提出を受けた必要情報を検討し、買付提案に対して対抗

措置を発動することの必要性・相当性の有無について、当社取締役会に対し、検討期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、その決議にあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重し、以下の(ア)及び(イ)の判断を行うこととします。

(ア) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断した場合

当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、前記(3)ウのとおり、決議の結果を公表するにとどめ、当社取締役会としては、特段の措置はとりません。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が公表した決議の結果及び必要情報等に基づいて、当該買付提案に応じるか否かの意思決定を行っていただくことになります。

(イ) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合

当社取締役会は、前記1.(1)記載の基本方針に照らして、大規模買付者による買付提案の内容が株主共同の利益を害するおそれがあり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくないことが明白である場合には、大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断し、その旨の決議を行います。この場合には、前記(3)ウのとおり、当社は、検討期間終了後原則として60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催するものとし、当社取締役会としては、株主意思確認株主総会の招集手続を進めるとともに、株主の皆様への情報提供、代替案の提示及び株主の皆様に対する説得行為等を行います。ただし、大規模買付者が買付条件を変更したことにより、対抗措置発動の必要性・相当性がないと当社取締役会が判断した場合には例外的に株主意思確認株主総会の開催を中止することができます。

株主意思確認株主総会においては、定款第12条に基づいて、大規模買付者への対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案を付議します。株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に賛成する旨の決議がなされた場合、当社取締役会は、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

これに対し、株主意思確認株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に反対する旨の決議がなされた場合、当社取締役会としては、大規模買付ルールに基づく対抗措置の発動は行わないものとし、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめます。

なお、株主意思確認株主総会の招集に当たっては、原則として、招集通知に大規模買付者から提出を受けた日本語による情報を、原文のまま記載することとしますが、当社取締役会が特に認めた場合を除き、記載する文字数の上限は5,000字程度とし、大規模買付者から受領した情報の文字数がこれを上回る場合には、当社取締

役会において、適宜、要約の上、記載することができるものとします。なお、募集通知の発送、印刷・封入作業等の事務手続上のスケジュールに鑑み、募集通知に記載する大規模買付者からの情報は、株主意思確認株主総会の開催日の8週間前までに当社に到達した情報に限られるものとします。それ以降に大規模買付者から提出された情報については、隨時、当社ホームページに掲載するほか、当社取締役会が適当と認める方法により、適宜、公表します。ただし、当社ホームページに掲載する情報は、株主意思確認株主総会の開催日の3営業日前の17時までに当社に到達した情報までとします。

イ 大規模買付者がルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が、必要情報を提出することなく、大規模買付行為を開始した場合又は大規模買付者が検討期間経過前、若しくは、株主意思確認株主総会が開催されることとなった場合に、当該株主意思確認株主総会における決議が終了する前に大規模買付行為を開始した場合等、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルールに明白に違反していることが明らかとなった時点で、直ちに、新株予約権の無償割当てを行うことにより、対抗措置を発動することができるものとします。

なお、当社取締役会が買付提案に対する対抗措置を発動することに関する判断をする場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について諮詢します。独立委員会は、買付提案に対して対抗措置を発動することの可否について、当社取締役会に対し、検討期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、その決議にあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重し、その判断を行うこととします。

(5) 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うものとします。なお、対抗措置として行われる新株予約権の無償割当て時に、株主の皆様に割り当てられる新株予約権の概要は、後記(6)「新株予約権の概要」のとおりとします。

(6) 新株予約権の概要

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様に割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は、別紙5に規定するとおりです。なお、別紙5に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、導入時点では株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

(2) 株主意思確認株主総会を開催する場合において株主及び投資家の皆様に与える影響

前記 3. (4)ア(イ)のとおり、当社取締役会は、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合には、株主意思確認株主総会を開催し、株主の皆様に対抗措置発動の是非をお諮りします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主総会で議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の日を基準日として公告しますので、基準日の最終の株主名簿に株主として記録される必要がある点にご留意下さい。

(3) 対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様に与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当てがなされる場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられることになります。割当てを受けた株主の皆様が、所定の行使期間内に、権利行使のために必要な手続を行わなかった場合、他の株主様による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下することになります（ただし、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合、議決権比率の低下は生じないことになります。）。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続の過程において、当社取締役会の判断に基づいて、適宜、株主の皆様に必要な情報を公表しますが、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、対抗措置を発動する必要がなくなった場合には、本新株予約権の無償割当てに関する決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日より前までの間に、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間開始日前日までの間に、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することができます。これらの場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値が希薄化することを前提として当社株式の売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害が生じる可能性がありますので、十分ご注意下さい。

(4) 対抗措置の発動時において株主の皆様に必要となる手続

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、株主の皆様による申込みの手続は不要です。当社取締役会が定めた割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

このように、新株予約権無償割当てにおいては、当社取締役会が別途定める割当基準日における株主の皆様に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における株主名簿に株主として記録されている必要があります。

(5) 当社による本新株予約権の取得に伴って必要となる手続

当社が、法定の手続に従って、当社取締役会が定める一定の日において、本新株予約権を取得する際には、株主の皆様に、ご自身が大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、会社法及び金融商品取引法等の各種法令、その他金融商品取引所が定める規則に合致しております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上を目的として導入すること

本プランは、当社グループの株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組となっています。

(3) 株主の皆様の意思を反映すること

本プランは、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 96 回定時株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当ての決定機関に関する定款変更案及び新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されたことをもって導入されており、その導入に株主の皆様の意思が反映されています。また、平成 22 年 6 月 29 日開催の当社第 99 回定時株主総会及び平成 25 年 6 月 27 日開催の当社第 102 回定時株主総会において、それぞれ株主の皆様から新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案のご承認をいただき継続しております。さらに、今回の継続につきましても、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 105 回定時株主総会において株主の皆様から新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案をご承認いただくことを条件としており、その継続にも株主の皆様の意思が反映される仕組となっております。また、実際に大規模買付者が登場した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認株主総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様の意思が十分に反映できる内容となっています。

(4) デットハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

後記 6. (2) のとおり、本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデットハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は 1 年となっており、いわゆるスロー・ハンド型（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

(5) 独立委員会の意見を尊重すること

本プランにおいては、当社取締役会が買付提案に対する対抗措置の発動等に関する判断をする際には、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び弁護士、公認会計士その他の公正な社外有識者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の判断を最大限尊重することとされており、当社の株主共同の利益に資するよう、本プランの運用の客観性及び合理性を担保するための手続をも確保されていると考えております。

6. その他

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成 31 年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。その後も本プランを継続する場合には、平成 31 年に開催される当社定時株主総会

において、改めて、株主の皆様に、本プランの継続の可否について判断していただくこととします。

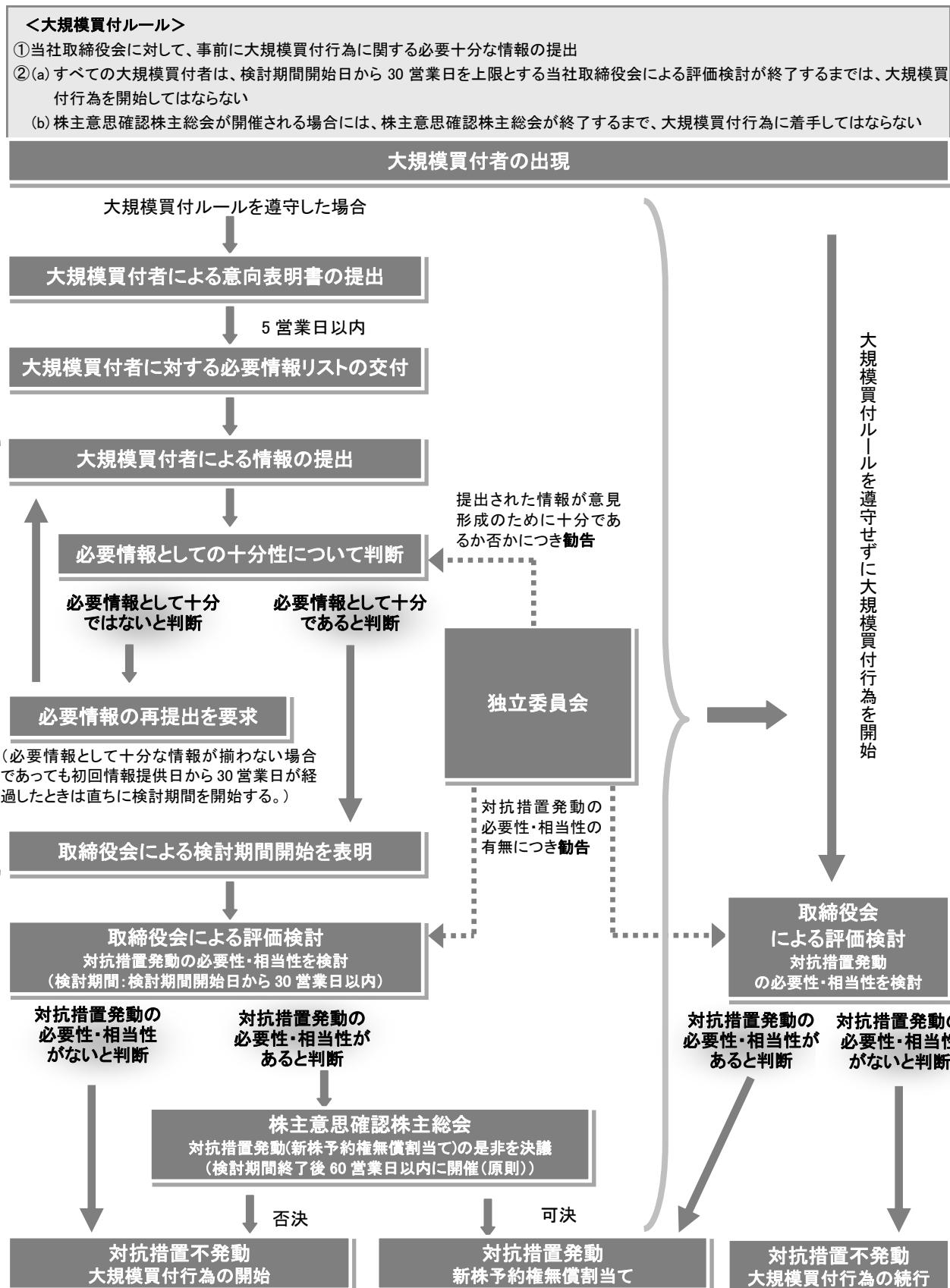
(2) 本プランの改廃

本プランは、大規模買付者が当社の議決権の過半数を保有することとなったなどの事情により、当社取締役の過半数が交代した場合には、当社取締役会の決議に基づいて廃止することができるものとします。また、本プランは、当社株主総会の決議に基づいて廃止することができるものとします。

なお、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社取締役会の決議に基づいて、適切な内容に改めることができるものとします。

以上

別紙1 本プランの概要図



別紙2 独立委員会規則

独立委員会規則

第1条 (目的)

本規則は、当社及び当社グループの企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入された「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針」(以下「本プラン」という。)に伴い設置する、独立委員会に関する事項を定める。

第2条 (定義)

本規則において特に定める用語のほか、本規則で使用する用語の定義は、本プランにおいて定義されるところに従う。

第3条 (独立委員会の活動内容)

独立委員会は、当社取締役会が本プランに関する決定を行う場合において、以下の各号に掲げる検討及び勧告を行う。

- ① 大規模買付者から提出された情報が当社株主の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成を行うための必要情報として十分であるか否かについて検討し、当社取締役会に対して、勧告すること。
- ② 変更買付提案がなされた場合において、提出された変更買付提案に係る必要情報が当社株主の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成を行うための必要情報として十分であるか否か、並びに変更買付提案に係る検討期間として新たな検討期間を設けるか否かについて検討し、当社取締役会に対して、勧告すること。
- ③ 大規模買付者の買付提案（変更買付提案を含む。以下本号において同じ。）及び大規模買付者から提出を受けた必要情報を検討し、買付提案に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性について、検討期間内に当社取締役会に対して、勧告すること。
- ④ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合において、買付提案（変更買付提案を含む。）に対して対抗措置を発動することの可否について、当社取締役会に対して、勧告すること。
- ⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について検討し、当社取締役会に対して、勧告すること。

第4条 (独立委員会の構成及び委員の選解任)

1. 独立委員会は、当社取締役会決議により設置する。
2. 独立委員会は、3名以上の委員（以下「委員」という。）により構成される。
3. 委員は、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を満たし、当社経営陣から独立している、当社の社外取締役若しくは社外監査役又は弁護士、公認会計士その他の公正な社外有識者の中から、当社取締役会決議により、選任される。
4. 委員の解任は、当社取締役会決議による。

第5条 (委員の任期)

1. 委員の任期は、その選任の時から、その後3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時株主総会の終了後の最初の取締役会の終了の時までとする。ただし、再任することを妨げない。
2. 前項の定めにかかわらず、委員の任期が選任時に予定されていた任期途中に終了した場合において、当該委員の任期終了に伴い新たに又は補欠により選任された委員及び委員の増員として選任された委員の任期は、前任委員又は他の委員の任期の満了する時までとする。
3. 委員が、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しなくなった場合には、当該委員の任期は、同時に終了するものとする。

第6条 (招集)

独立委員会は、各委員が、他の各委員に対して書面又は口頭その他適当な方法で通知することによって招集する。

第7条 (議長)

独立委員会の議長は、委員の互選により選定する。

第8条 (決議)

1. 独立委員会の勧告は、委員全員が出席する独立委員会において、その過半数の賛成をもって決議し、これを行うものとする。ただし、委員の一部が傷病その他やむを得ない事由により独立委員会に出席できない場合には、委員の過半数が出席する独立委員会において、出席した委員の過半数の賛成をもって決議し、これを行うものとする。
2. 独立委員会の勧告に係る決議には、その理由及び根拠を付さなければならない。なお、委員は、前項の決議を行うにあたっては、当社及び当社グループの企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させることに資するか否かの観点から、本プランの定めに従って、これを行わなければならない。

第9条 (第三者による助言)

独立委員会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の助言を得ることができるるものとし、当社取締役会に対して、それにかかる諸費用の支払を請求することができるものとする。

第10条 (細目的事項)

本規則に定めるもののほか、独立委員会の運営及び手続等に係る事項は、各委員の同意を得て、当社取締役会決議により定めるところによる。

第11条 (本規則の改正)

本規則の改正については、各委員の同意を得て、当社取締役会の決議により行う。

別紙3 社外役員の独立性判断基準

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下総称して「社外役員」という。）のうち、以下の各要件のすべてを満たす場合には、当社からの独立性を有している者と判断する。

1. 現在および過去のいずれの時点においても、次の要件を満たすこと。

当社、当社の子会社または関連会社（以下総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。以下同じ。）でないこと。
2. 現在および過去5年間において、次のすべての要件を満たすこと。
 - (1) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する会社その他の団体またはその業務執行者でないこと。
 - (3) 当社グループの主要な取引先である者（当社グループとの取引額が、当社の一事業年度における連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (4) 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループとの取引額が、自らの一事業年度における連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (5) 当社グループの主要な借入先（当社グループの借入金残高が、当社の連結総資産の2%以上の借入先をいう。ただし、これに該当しない場合であっても、当社の事業報告等において「主要な借入先」として記載する借入先については、当社グループの主要な借入先に該当するものとみなす。）またはその業務執行者でないこと。
 - (6) 当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬等を受領している弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門サービス提供者（法人その他の団体であるときはそれに所属して当該サービスを提供する者）でないこと。
 - (7) 当社グループの会計監査人（法人であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
 - (8) 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者（法人その他の団体であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
 - (9) 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が当社グループ以外の会社の社外役員であり、かつ、当該当社グループ以外の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。）となる会社の業務執行者でないこと。
 - (10) 近親者（配偶者または二親等内の親族をいう。）が、当社グループの業務執行者（使用人にはあっては部長に相当する役職以上の者に限る。）でなく、かつ、上記（1）から（9）までに掲げる者（会社の業務執行者のうち使用人にはあっては部長に相当する役職以上の者に限り、会社以外の団体に所属する者にはあっては重要な業務を執行する者に限る。）でないこと。

3. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

以 上

別紙4 独立委員会委員の氏名及び略歴

北井 久美子（きたい くみこ）

昭和27年10月29日生

昭和51年4月 労働省入省

平成4年6月 同省職業安定局地域雇用対策課長

平成6年6月 同省婦人局婦人福祉課長

平成8年4月 同省婦人局婦人政策課長

平成9年10月 同省女性局女性政策課長

平成11年7月 静岡県副知事

平成13年8月 中央労働委員会事務局次長

平成15年8月 厚生労働省大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭担当）

平成17年8月 同省雇用均等・児童家庭局長

平成18年9月 中央労働委員会事務局長

平成19年8月 厚生労働省退官

平成19年8月 中央労働災害防止協会専務理事

平成23年5月 同協会理事退任

平成23年6月 当社社外監査役（現職）、

宝酒造株式会社社外監査役（現職）

平成26年6月 株式会社協和エクシオ社外取締役（現職）

平成26年6月 三井住友建設株式会社社外取締役（現職）

平成26年7月 勝どき法律事務所弁護士（現職）

現在に至る

簸 ゆき子（やぶ ゆきこ）

昭和33年6月23日生

昭和56年4月 松下電器産業株式会社（現：パナソニック株式会社）入社

平成18年4月 同社ホームアプライアンス社技術本部くらし研究所所長

平成23年1月 同社コーポレートブランドストラテジー本部

グローバルコンシューマーリサーチセンター所長

平成24年4月 同社グローバルコンシューマーマーケティング部門

コンシューマーリサーチセンター所長

平成25年4月 同社アプライアンス社グローバルマーケティングプランニングセンター

コンシューマーリサーチ担当理事兼グループマネージャー

平成26年3月 同社退社

平成26年6月 株式会社ダスキン社外取締役（現職）

平成27年6月 当社社外取締役（現職）、

宝酒造株式会社社外取締役（現職）

現在に至る

吉田 寿彦（よしだ としひこ）

昭和30年3月18日生

昭和48年4月 国税庁仙台国税局入局

平成15年7月 財務省主税局主税調査官

平成16年7月 国税庁東京国税局銚子税務署長

平成18年7月 同庁東京国税局課税第二部酒類業調整官

平成19年7月 同庁課税部酒税課酒税企画官

平成21年7月 同庁東京国税局総務部企画課長

平成22年7月 同庁東京国税局課税部酒税課長

平成24年7月 同庁課税部消費税室長

平成26年7月 同庁高松国税局長

平成27年7月 同庁退官

平成27年8月 吉田寿彦税理士事務所税理士（現職）

現在に至る

吉田寿彦氏は、平成28年6月29日開催予定の当社第105回定時株主総会に付議する取締役選任議案における社外取締役候補者であります。

以上

別紙5 新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会又は当社株主総会が、別途定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てます。

2. 本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。

3. 本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会又は当社株主総会にて別途定めるものとします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含みます。）又は併合等を行う場合には、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。

6. 本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者（以下「大規模買付者等」といいます。）は、本新株予約権を行使できないものとします。

7. 本新株予約権の譲渡による取得

本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。

8. 本新株予約権の行使期間

当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとします。

9. 本新株予約権の取得の条件

当社取締役会又は当社株主総会で定めるものとしますが、当社取締役会又は当社株主総会

が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。当該取得条項については、大規模買付者等からは本新株予約権を取得しないとの条件を付する場合があるものとします。

10. 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会又は当社株主総会が定めるものとします。

以 上

(ご参考) 平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 870,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 217,699,743 株 (自己株式 16,475,391 株を含む。)
- (3) 株主数 23,128 名
- (4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|----------------------------|--------|-------|
| | 千株 | % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 20,206 | 10.04 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 12,075 | 6.00 |
| 株式会社みずほ銀行 | 9,738 | 4.84 |
| 農林中央金庫 | 9,500 | 4.72 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 5,370 | 2.67 |
| 株式会社京都銀行 | 5,000 | 2.48 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口) | 4,113 | 2.04 |
| 国分グループ本社株式会社 | 3,489 | 1.73 |
| 宝グループ社員持株会 | 3,197 | 1.59 |
| 日本アルコール販売株式会社 | 3,000 | 1.49 |
| 計 | 75,690 | |

(注) 1. 持株数の千株未満は切り捨てております。

2. 当社は自己株式を 16,475 千株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。また、大株主の持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(ご参考) 本プランの概要とポイント

| | | 当社の買収防衛策 | 該当頁 |
|------------------------------|--|--------------------------------------|------|
| 本プラン適用の要件 (大規模買付行為) | 特定株主グループの議決権割合を 20%以上とすることを目的とする又は結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社株券等の買付行為 | | 8 頁 |
| 独立委員会の設置・構成 | <u>当社の社外役員の独立性判断基準を満たした、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び弁護士、公認会計士その他の公正な社外有識者 3名以上により構成される独立委員会の設置</u> <u>※選任予定の当初委員は 3名であり、全員、当社の社外取締役又は社外監査役</u> | | 9 頁 |
| 独立委員会の主な役割 | ① <u>必要情報の十分性の検討及び取締役会への勧告</u> ② <u>変更買付提案がなされた場合における必要情報としての十分性及び新たな検討期間を設けることの検討並びに取締役会への勧告</u> ③ <u>対抗措置発動の必要性・相当性に係る取締役会への勧告</u> ④ <u>大規模買付ルール不遵守の場合における対抗措置発動の可否に係る取締役会への勧告</u> ⑤ <u>取締役会が独立委員会に諮問した事項についての検討及び取締役会への勧告</u> | | 9 頁 |
| 大規模買付者への要請事項 (大規模買付ルール①②) | ① 大規模買付行為に関する必要情報の提供等 (1) 大規模買付者による買付提案の概要及び意向表明書の提出 (2) 大規模買付者に対して意向表明書受領日の翌日から 5 営業日以内に交付する必要情報リストに基づく大規模買付者による必要情報の提出 ※なお、必要情報に規定される項目の概要は、買付提案の目的、買付提案の買付条件及び買付方法、買付け後の当社グループの経営方針及び事業計画等（詳細は 11 頁ご参照）。 ② 下記の期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないこと 検討期間（検討期間開始日から最大 30 営業日）が終了するまで（株主意思確認株主総会が開催される場合はその終了まで） | | 10 頁 |
| 検討期間開始日 | 最初に情報が提供された日から最大 30 営業日以内 (十分な必要情報が提出された場合には直ちに検討期間を開始) | | 11 頁 |
| 検討期間 | 検討期間開始日から最大 30 営業日以内の期間 | | 12 頁 |
| 株主意思確認 株主総会の開催 | 取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性ありと判断した場合に開催 <u>(取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して必要性・相当性を判断)</u> → 検討期間終了後 60 営業日以内に開催（原則） | | 13 頁 |
| 対抗措置 発動判断 機関 | 大規模買付 ルール遵守 | 株主意思確認株主総会 | 15 頁 |
| | 大規模買付 ルール不遵守 | 取締役会 <u>(取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重)</u> | 16 頁 |
| 対抗措置の内容 | 新株予約権の無償割当て（新株予約権の詳細は 28 頁ご参照） | | 16 頁 |
| 取締役の任期 | 1 年間 | | 6 頁 |
| 取締役の総数と構成 | 9 名を予定 <u>(うち社外取締役 2 名を予定)</u> | | 6 頁 |
| 監査役の総数と構成 | 常勤監査役 2 名、監査役 3 名（うち社外監査役 3 名） | | 6 頁 |
| 本プランの有効期間 | 3 年間 | | 19 頁 |

注：太字下線部は、本定時株主総会にお諮りする本プランの変更点を示しています。